

京都市帝國大學經濟學會

經濟論叢

第 十 八 卷 第 六 號

大正三十三年六月一日發行

論 叢

道徳統計論概説……………法學博士 財部 靜治
 租税の公平と利益團體の組織……………法學博士 神戸 正雄
 フォン・ウイゼの社會學論……………文學博士 米田庄太郎
 海運同盟に對する英吉利の態度……………法學士 小島昌太郎

時 論

移植民獎勵問題と世の謬見……………法學博士 山本美越乃

說 苑

スミスの學說に關して福田博士の教を乞ふ……………經濟學士 谷口 吉彦
 マルクスの勞賃論……………經濟學士 森 耕二郎

雜 錄

貨幣廢止論……………經濟學士 中西 仁三
 パレト氏を憶ふ……………經濟學士 松岡 孝兒
 農業生産の機械化と經營規模……………法學博士 河田 嗣郎

附 錄

本誌第十八卷總目錄……………

說苑

アダム・スミスの學說に關して

福田博士の教を乞ふ (二・完)

谷口吉彦

目次——一、緒言 二、スミスと資本主義經濟學 三、スミスと重商主義 四、スミスと價格經濟組織 (以上前號以下本號掲載) 五、スミスの道德哲學 六、「諸國民の富」の第五卷に就て 七、スミスの倫理學說 八、「厚生哲學」及び「第三帝國」に就て 九、結論

五

第五に、スミスの道德哲學の構成及び其の發展に關して博士の教を仰ぎたい。寡聞な私の知る範圍では、スミスの學問の構成を窺ひ得るものは、『道德感情論』に於て彼れ自身の言ふ所と、ステュアートのスミス傳に載する所のミラアの說と、キャナン教授の出版したスミスの『講義』とであるが、是等三者の言ふ所は必ずしも一致して居らぬ。先づスミス自身が『道德感情論』に言ふ所に依れば、『道德哲學の有益なる二つの部分は、倫理學と法學(Ethics and Jurisprudence)とである』⁸¹⁾

81) The Theory of Moral Sentiments, 6th. ed., Vol. II, p. 394.

82) ibid., Vol. II, p. 399.

83) 商學研究、前掲號、三九八頁。

84) Lectures of Adam Smith, Cannan's introduction, p. xiii.

85) ibid., p. xiv.

86) ibid., p. xiv.

87) ibid., p. xx.

88) Moral Sentiments, Vol. II, p. 399.

さうして彼れが『道德感情論』の最後に於て公刊を豫約した所の『他の一つの論著』⁸²⁾とは、此の Jurisprudence であつたことは明らかである。(此の點に就て福田博士が『in another discourse といふのは國富論の事である』⁸³⁾と言はれてゐるのは、恐らく何かの誤解であらう。)然るにスミスの講筵に侍したミラアの言ふ所に依れば、『彼れ(スミス)の講義の課程は四つの部門に分れて居た』⁸⁴⁾のであつて、倫理學の上に神學があり、且つ Jurisprudence が二つに分れて、『正義』の原理に關するものと、『便宜』⁸⁵⁾の原理に關するものになつて居た。最後にスミスの『講義』が發見されて見るに、Jurisprudence が五分されて、正義、行政、歳入、軍備及び國際法が各々獨立の研究題目となつて居る。即ち之によると、後の『諸國民の富』の實質を成す部分は、ミラアの言ふ様に獨立の一題目とはなつて居らぬ。キャナン教授の考證によれば、此の『講義』は、スミスの大學に於ける殆んど最後の講義と看做されるから、ミラアが此の『講義』の内容よりも發展したスミスの講義を聽いた筈は無いのであるが、スミス自身も言ふ様に、『講義』の四大題目⁸⁶⁾の中の第一篇『正義』は、『行政』以下の諸篇と多少趣を異にする所があるから、既に『諸國民の富』の公刊された後から回想したミラアが、特に此の後の部分を一括して獨立したものと見たことは、強ち無理ではなからうと思ふ。唯彼れが此の部分を指して、『正義の原理に立脚せず』⁸⁷⁾と謂つたことに對しては、多少の異論を免れない所であつて、スミス自身の言葉では、『正義に關するものゝみならず』⁸⁸⁾となつて居る。

さて彼れの『諸國民の富』は、『講義』の中の『行政』以下三篇の發展大成したものであることは明らかであつて、スミスが曩に公刊を約束したものゝ中、『正義』に關するものゝみが取り殘されて

89) Lectures, p. 3. The four great objects には、最後の Part V: of the laws of Nations を omitt して居る。 90) ibid., p. xiv.

91) 藤井博士、アダム・スミスの根本思想に就て(前掲、七九五—七九七頁)。長谷田泰三氏、アダム・スミスと利己心(前掲、一一五—一二四頁及び一三一頁)。

92) Moral Sentiments, Vol. II, p. 399.

居る。福田博士は、『彼れ(スミス)は大體 Police, revenue and arms に對しての約束の一部分を果した丈である』⁹³⁾様に解して居られるが、それは恐らく何かの誤解であつて、彼れの約束は Justice, police, revenue and arms に對しての約束であり、従つて Police, revenue and arms に關する限りに於ては、約束の全部を果したことになる。スミス自身も左様に考へて居たといふことは、彼れが『道德感情論』の第六版の序文に於て、『私は「諸國民の富」に於て、その一部分、即ち少くとも行政、歳入、及び軍備に關する部分だけは、此の約束を果した』⁹⁴⁾と言へることに依つて明らかであらう。此は極めて些細なことではあるが、併しスミスの學問の構成及び其發展を見る上に看過すべからざる點であつて、後に述ぶる所の博士の所謂『第三世界』と密接な關係を有する。博士は『此第三世界は前の國富論よりも寧ろ道德感情論の方に因縁近い』⁹⁵⁾ことを主張せられ、其の證據として、『彼れ(スミス)は The Theory of Moral Sentiments の一番終りに於て約束しておいて、さて死ぬ年の序文には、其約束の一部分を國富論に於て履行したと言つて居る。處がそれは Police, revenue and arms に關する約束であつたので、其以外の經濟原論の事は少しも云つて居らない。即ち道德感情論に約束した處以外である』⁹⁶⁾と言はるゝ。即ち博士の意は、第一にスミスの約束は Police, revenue and arms に關するものであり、第二に此の約束の一部分が主として『諸國民の富』の第五卷となつて實現せられたものであり、従つて第三に『諸國民の富』の他の部分——『經濟原論』——は、スミスの約束に關係なき部分であるといふに在る。此の中第一に就ては、其は恐らく博士の誤解であらうことを今既に考證した。第二及び第三に就ては、スミスの學問の發展を觀

93) 商學研究、前掲號、四〇〇頁。

94) Moral Sentiments, Vol. I, Advertisement, p. vii. Lectures of Adam Smith, p. xxxii.

95) 商學研究、前掲號、四一六頁。

96) 同上、四一六頁。

ねばならぬ。

『講義』の中、公刊を豫告され乍ら果されなかつた『残りの部分』⁹⁷⁾をなす所の第一篇『正義』を除外して、第二篇以下第四篇に至る全部、即ち行政、歳入及び軍備に關する三篇は、後に發展して『諸國民の富』となつた部分であるが、此の發展は單なる量の上に於けるものではなくて、量と共に質の發展を伴ふものである。先づ第一に『講義』の『行政』の部分に就て彼れの言ふ所を見るに、『行政の目的は貨物を低廉ならしむること、及び公共の安全並びに清潔である。……此の項目の下に於て、吾々は一國の富裕に就て考察するであらう』⁹⁸⁾といふ。即ちスミスの茲に謂ふ『行政』には、經濟行政、保安行政及び衛生行政を包含することが判る。さうして此の行政論は二分されて、第一清潔及び保安 (Cleanliness and Security) と、第二低廉若くは豊富 (Cheapness or Plenty) となつて居るが、此の後の部分の冒頭に於て、彼れは次の如く言ふ。

『此論著の次の部分に於て、吾々は専ら、低廉若くは豊富に就て、或は之と同じことである所の、富及び饒多を得るに最も適當な方法に就てのみ考察する。低廉は事實に於て豊富と同じことである。水が一舉手を以つて得られる程に低廉なるは、たゞ其れが豊富であるからであり、ダイヤモンドがかくも高價なるは、それが稀少なからである。是等の便宜を得るに最も適當な方法を確める爲めには、第一に富裕が何から成るかを示すことが必要であらう。尙ほ之に先だつて、吾々は、充足さるべき人間の自然的欲望が何であるかを考へねばならぬ……』⁹⁹⁾と。

かくて最初の二節は、『諸國民の富』に於て全く削除されて居る所の『人類の自然的欲望』¹⁰⁰⁾に就

97) Moral Sentiments, Vol. I, Advertisement, p. vii.
Lectures of Adam Smith, p. xxxii.

98) Lectures of Adam Smith, p. 3.

99) ibid., p. 157.

100) ibid., p. 157.

て述べ、第三節に入つて初めて「富裕は分業から起ること」¹⁰¹⁾を論じ、以下四節を割いて分業論を述べる。私は今是等を詳細に『諸國民の富』の内容と比較する必要を有たぬが、唯茲に述ぶるだけ¹⁰²⁾を以つて、既に『講義』の中の此の部分即ち『行政』に屬する後の部分が、『諸國民の富』の最初部分即ち博士の所謂『經濟原論』の部分に相當することを示すに十分であらう。然らば少くとも此の『行政』の部分は、スミスの約束の中實現された部分に屬することは明らかであり、從つて博士の主張の第二、即ちスミスの約束の中實現された部分は、主として『諸國民の富』の第五卷を成すといふこと、及び第三の『諸國民の富』の最初の部分は、スミスの約束に無關係であるといふことは、正當に言ひ得べからざることではなからうか？ 私の見る所では、此の『行政』論の大部分が發展して、『諸國民の富』の重要な理論的部分となつたものであつて、勿論兩者の間には十四五年の歲月の距離があり、且つ此の間にスミスの思想に大きな影響を與へた大陸旅行があつたから、それ等は理論の上にも分量の上にも、大なる徑庭あるは寧ろ當然であらう。唯茲に私の興味を惹く事實は、それが量の上のみならず質の上にも、大きな變化を見せて居る點である。即ち『講義』に包含せらるゝ『諸國民の富』の前身は、『行政』といふ文字の示す通りに、其處では唯警察行政と對立する所の經濟行政、若くは一の物價政策として存在するのに、其れが發展して『諸國民の富』となると、博士の謂はるゝ様に、『經濟純理論』¹⁰³⁾となり、『自然科學論』¹⁰⁴⁾となつて居るといふことである。此の質の變化——と謂ひ得るならば——こそ、彼れが經濟學の父と稱せらるゝ所以であつて、彼れの經濟論が、唯し『講義』に見るが如き程度の經濟行政若くは物價政策であつたなら

101) *ibid.*, p. 161.

102) *ibid.*, Cannan's introduction, Table of Parallel passages in the *Wealth of Nations* (pp. xxxv—xxxix.).

103) 商學研究、前掲號、四一五頁。

104) 同上、四一六頁。

ば、恐らく彼れは先人を抜くこと幾何もなかつたであらうと思はれる。

『講義』の第三篇『歳入』に就て彼は言ふ、『國家の事務の爲めに時間と勞力とを費しつゝある官吏は、之に對して報酬を受けなければならぬ。此の目的の爲めに、且つ政府の費用を支辨して行く爲めには、何等かの財源を求めねばならぬ。これ歳入の必要ある所以である。この項目の下に考察すべきは、歳入を得る適當の方法如何の問題である……』¹⁰⁵⁾と。此は『諸國民の富』第四卷の最後に謂ふ所の、『元首が是等各種の任務を適當に遂行する爲めには、必然的に一定の經費を要する。さうして此の費用は又、必然的に之を支持するために一定の歳入を必要とする。それ故に余は次の(第五)卷に於て説明せんと努める』¹⁰⁶⁾所のものと、正しく一致する。又『講義』の第四篇『軍備』は、『諸國民の富』に於ては、後に述ぶるが如く全く其の論述の趣旨を變じて、『元首若くは國家の經費』¹⁰⁷⁾の一部として、『國防費』の名目の下に、第五卷の一部を形成することゝなつた。此の如くして、Police, revenue and arms の中、大體に於て Police の部分が發展して經濟理論の一部となり、revenue and arms が合して第五卷財政論の一部となつた。さうして是等は何れも、『講義』から『諸國民の富』に發展するに従つて、理論の精細と材料の豊富を加へたのみならず、其の立論の根本的立場を變革したのであつて、此の點が最も注意すべきであらうと思ふ。福田博士は、スミスの『講義』を重んぜらるゝこと厚く、『彼れの厚生哲學の闘士たる面目は、彼が澤山の草稿を其死に先だつて焼いたと稱するにも拘らず、残つて居る所の……出版せられたる書物に就て、充分吾々を見る事が出来る』¹⁰⁸⁾と言はるゝ。大學の學生が聴きとつたノートをば、更に復寫

105) Lectures of Adam Smith, p. 3.

106) Wealth of Nations, Vol. I, p. 185.

107) ibid., p. 186.

108) 商學研究、四二一頁。

したと想はるゝ此の『講義』に對して、これが發見者たるキャナン教授が甚だしく之れに重きを置
くは無理からぬとしても、之を絶對に信賴することは、スミス自身も恐らく迷惑を感ずるであら
う。唯此の書の價值としては、スミスの學問體系を一層明らかにし得たこと、從來全く知られ
なかつた彼れの Jurisprudence の理論、殊に Justice に關する彼れの説を知り得たること、渡佛
前に於けるスミスの經濟學を窺ふことに依つて、彼れの個人的思想史の上に好箇の材料を提供し
たる點とに在る。従つて『講義』の中の police, revenue and arms に關する限り、『講義』の價值は、
彼れの思想の發展を見る材料たるに止まるであらう。既に述ぶるが如く、『講義』に於ける是等三
者に關する論述と、『諸國民の富』に於けるそれとは、其の立論の根本的立場に重大な相違があ
り、其の相違の存する所にスミスとしての本領があるのであるが、『講義』に對して『諸國民の富』
と同等若くはそれ以上、價值を置き、其處にスミスの『面目』¹⁰⁾を發見せんと努めらるゝ博士の所
説は、少くともスミスを驅つて十數年の若き昔に復へらしむるものではなからうか？

六

第六に博士の教を受けたい點は、『諸國民の富』の第五卷に關するものである。博士は、一方に
『講義』を尊重さるゝと共に、他方に『諸國民の富』の第五卷を大に推重されて、スミスの厚生哲學
が樹立せられて居る『第三の世界は、彼れが國富論の第五卷に……説かれて居る』¹¹⁾とせられ、
『第四卷迄は大體 Wealth of Nations に關係し、……第五卷に至つては全く Wealth の論では
ない。……全く他の事を論じて居る』¹²⁾もので、それは riches and power であり、従つて『諸國

109) Cannan, introduction to Lectures, p. xvii.

110) 商學研究、四二一頁。

111) 同上、四一四頁。

112) 同上、四〇二頁。

民の富』は、『此書物の適當な内容を言表はすならば、an inquiry into the nature and causes of the wealth and power of nations 諸國民の富と權力との性質及原因に關する研究と訂正しなければならぬと思ふ』¹¹³⁾と言はるゝ。

既に述ぶるが如く第五卷は、『講義』の中の revenue and arms に相當する内容を包含するものであるが、等しく軍備に就て述ぶるにしても、其の根本的立場は次の如く相違する。『講義』に於ける『軍備』に就ては、『政府が外國より來る侵害及び攻撃を防禦し得るにあらざれば、最良の行政でも安全を確保することは出來ぬから、法律に依つて定めらるゝ第四の事項(即ち軍備)は、此の目的の爲めである。さうして此の項目の下に於ては、各種軍備の長短、常備軍の構成、義勇軍等のことを説明するであらう』¹¹⁴⁾と言へることによりて明らかなる如く、軍備それ自體が目的として取扱はれて居るに拘らず、『諸國民の富』にあつては、其れは國家の經費の一に屬する『國防費』の中に包含せられ、其の冒頭には次の如く述べてある。『他の獨立社會の暴戾及び侵略を防禦するといふ元首の第一の任務は、兵力の手段に依つてのみ遂行され得る。然し乍ら、平時に於て此の兵力を準備し、戰時に於て之を使用するに要する經費は、社會進歩の種々の時期に於て、社會狀態の異なるに従つて、大に相違するものである』¹¹⁵⁾と。是に由りて觀れば、『諸國民の富』に於けるそれは、一に軍備に要する經費といふ點から研究さるゝもので、研究の根本的立場を異にするとは即ち此の事を指す。

偕て、博士の認めらるゝ様に、第五卷は第一卷乃至第四卷と其の内容を異にすることは明らか

113) 同上、四〇二頁。

114) Lectures of Adam Smith, p. 4.

115) Wealth of Nations, Vol. II, p. 187.

であるが、然らばそれは、博士の謂はるゝ様に、power of nations を攻究したものであらうかどうか？ スミスの觀る所に依れば、『政治家若くは立法者の學問の一つとして考へられたる Political Economy には、二つの異なる目的を有する。第一は、人民の爲めに豊富な収入若くは生活資料を調へること、もつと適切に言へば、彼等自身をして斯かる収入若くは生活資料を自ら調へしめることであり、第二は、國家に向つて、公の任務を爲すに十分な歳入を供給することである。(總めて言へば) Political Economy は、人民と元首の双方を富まさんとするものである。』¹¹⁶⁾ 此の中第一の國民の公經濟に關するものが第一卷乃至第四卷に於て、第二の國家の私經濟に關するものが第五卷に於て取扱はるゝものなることは、彼れ自身が、『人民の大團體の收入が何から成るかを説明するのが……最初の四卷の目的である。第五卷即ち最後の卷では、元首若くは國家の歳入を取扱ふ』¹¹⁷⁾と言へるに依つて明らかであらう。即ち第五卷は revenue of sovereign を取扱ふ所の今日の財政學であることは疑ふの餘地がない。従つてそれは riches and power of sovereign or state に關するけれども、Wealth and power of nations ではない。故にスミスが若し標題の長さを厭はざるならば、『諸國民の富』は、『諸國民の富及び元首の富と力の性質並びに原因に關する研究』となすべきものであつたらう。此點に於て、私は福田博士の所説と多少異なる。博士はスミスの 'The great object of political economy is to increase the riches and power of the country (總ての國の政治經濟の大きいなる目的は、其國の富とさうして權力とを増す事である)'¹¹⁸⁾といふ言葉を引用して、之をば、スミスが富の外に權力をも主張したものゝ様に解して居られるが、私は必ずしも左様に

116) *ibid.*, Vol. I, p. 395.117) *ibid.*, Vol. I, p. 3.118) *ibid.*, Vol. I, p. 351. 商學研究、前掲號、四〇三頁。

解しない。蓋し茲に引用されたスミスの *the riches and power of the country* が何を意味するか？ 又 *riches* の *power* とが如何なる關係にあるか？ 其等は此文の前後を一瞥すれば明瞭であらう。私は唯それを引用するに止める。"The riches, and so far as power depends upon riches, the power of every country, must always be in proportion to the value of its annual produce, the fund from which all taxes must ultimately be paid. But the great object of the political economy of every country, is to increase the riches and power of that country. It ought, therefore, to give no preference nor superior encouragement to the foreign trade of consumption above the home-trade, nor to the carrying trade above either of the other two."¹¹⁹⁾

此の如く私は第五卷を以つて全く財政論を取扱ふものであると考ふるが、博士に従へば、それは『本質的に言へば、決して財政論が主なる部分を占めてゐるのではない。……標題だけを見ればそれは財政論である。併し内容を讀んで見れば國防論(第一篇)も説いて居る。司法論(第二篇)も説いて居る。第三篇は經濟政策論であつて、……公共事業及び公共の營造物の費用に就て』¹²⁰⁾論ずる。即ち『單なる財政論以外に、國家職分論、殊に行政論が澤山入つて居る』と主張する。併し乍ら既に述ぶるが如く、假りに博士の言はるゝ様に、是等の内容が、『國家職分論』であり、『行政論』であると假定しても、其の立論の根本的立場が、國家經費論であり、行政費論である以上、此の立場を看過することは、『諸國民の富』を『講義』の昔に引戻すものであり、スミスの面目を失はしむるものであらう。然も私の見る所に依れば、其の内容も亦、決して財政論の範圍を出づる

119) *ibid.*, Vol. I, p. 351.
120) 商學研究、四一四頁。
121) 同上、四一五頁。

ものではない。今最初の『國防費』に就て論ずる部分を例にとりて見るに、成る程一見する所、それは博士の言はるゝ様に、『單純なる財政論』ではない様に見える。彼れは、づ野蠻狀態から文明國に進むに従つて、國防が如何に變遷するかを述べてゐるから、それは一見國防史論の様に思はれる。けれども既にその目的は國防史にあらずして國防費史にあるから、彼れは社會狀態の一變遷を述ぶる毎に、常に其の經費に就て論ずることを忘れてゐない。結局彼れの期する所は、『社會の兵力は、最初は平時戰時共に何等元首の費用を要しなかつたものであるが、文明の進歩するに従つて、先づ戰時に於てのみ元首の費用を要し、更に後には、平時に於てさへ之を要するに至る』¹²²⁾換言すれば、國防費は、『社會の文明が進むに従つて、次第く¹²³⁾に嵩む』ものであることをば、歴史的に實證せんとするにあつたことは極めて明らかである。

博士は又、第五卷の『第三篇は經濟政策論であつて……それを三つに分けまして、第一は……社會の交通を促進する爲めの公の事業及造營物に就て、之を更に二つに分けまして、社會全體を facilitate するものと、社會の或種類の産業を facilitate するもの……として居ります。決して自由放任主義ぢやない。……前の第一第二第三卷の system of natural liberty を研究した所とは全然違つた様な、他人が書いたやうな論をして居る』¹²⁴⁾と主張される。成程『中に書いてある事を讀んで見ないで標題だけを見れば』¹²⁵⁾それは『社會の交通を促進する爲めの公の事業及造營物に就て』¹²⁶⁾論じ、『社會の或種類の産業を facilitate するもの』¹²⁷⁾を論するのであるから、確かに『アダム・スミスにして此言あるか』¹²⁸⁾と思はしめるに相違ない。けれども『内容を讀んで見れば』¹²⁹⁾それは決

122) Wealth of Nations, Vol. II, p. 186.

123) ibid., Vol. I, p. 201.

124) 商學研究、前掲號、四一五頁。

125) 同上、四一五頁。

126) 同上、四一五頁。

127) 同上、四一五頁。

125) 同上、四一四頁。

127) 同上、四一五頁。

129) 同上、四一八頁。

して彼れの system of natural liberty 矛盾するものではない。第一に、『一般に商業を促進するために必要な公の事業及び造營物に就て』¹³⁰⁾論する篇を見るに、スミスが此處に論する所は、道路、橋梁、運河、港灣、造幣及び郵便事業であつて、且つ是等の事業そのものに就ては何等言ふ所なく、問題は是等の經營に要する費用が如何にして支辨さるべきかに限られて居る。故に此の部分に『今日名付ける經濟政策』¹³¹⁾でないことは勿論、其れが彼れ自身の經濟政策即ち自由放任主義と全然無關係であることは極めて明瞭であらう。第二に、『或種、商業を促進するために必要な公の事業及び造營物に就て』¹³²⁾といふ標題は、殊に彼れの自由放任政策と矛盾するかに見える。けれども其の内容を檢すれば必ずしもさうでない。彼れは先づ未開國との間に行はるゝ貿易に對しては、大使、公使及び領事の必要なるを述べ、此の如く『或種の貿易の保護が異常なる國費を要する場合には、其は適當な租税を其の特種の貿易に課することに依つて支弁さるべきもの』¹³³⁾なることを言ひ、且つ既に一般經費が行政權によつて徴收さるゝ以上、かゝる特殊の經費も亦國家行政權の徴收に委せらるべきものなることを論じ、『若しも國家が矛盾なく行動したであつたならば、かゝる特殊保護の目的に徴せらるゝ特殊租税の徴收も亦、常に等しく國家の自由に放任されて居たであらう。然るに此點に於ても亦他の多くの點に於けると同じく、國家は常に必ずしも矛盾なく行動しなかつた』¹³⁴⁾もので、此の矛盾せる國家行動の結果として生れ出たものが即ち彼の特許會社であるといふのである。かくて特許會社及び特權株式會社に就て詳論して居るが、それは彼れが此種の會社を是認するからでなく、彼れの主張は全く反對である。即ち彼れの

130) Wealth of Nations, Bk. V, Ch. I, Art. I (Vol. II, pp. 215—222.).

131) 商學研究、前掲號、四一五頁。

132) Wealth of Nations, Bk. V, Ch. I, Art. I (Vol. II, pp. 223—248.).

133) ibid., p. 224.

134) ibid., p. 224.

言ふ所によれば、此種の特權會社は『總て究極に於て、負擔重きものであり、無益なものであり』¹³⁶⁾『全く無益であるといふ言葉こそ、恐らく特許會社の正當に受くべき最高の讃辭である。』¹³⁷⁾勿論『彼等自身の危険と費用に於て、遠隔な野蠻國民との間に新たな貿易を開拓した』¹³⁷⁾ことに對しては、『一定年限を限つて、其の貿易の獨占を許すことの不合理ならざるは、……新たな機械を發明した者や、新たな書物を著述した者に、其の獨占を許すのと同ー原理に依る』¹³⁸⁾もので、必ずしも咎むべきではないが、『併し年限の満つる時には、其の獨占は正しく終結せしむべきものである。』¹³⁹⁾是等の意見を見る時は、それが決して彼れの自由放任政策と矛盾するものでないことは、肯かれるであらう。要するに私の見る所では、第五篇は博士の謂はれる様に財政論以外に國家論を包含するものではなく又此の書の前の部分に言ふ所と必ずしも矛盾するものではない。従つて此處にスミスの厚生哲學を發見せんとする博士の説に對しては、尙一層詳細なる教を待たざるを得ない。

七

私は次にスミスの倫理説に關して博士の教を乞はねばならぬ。博士に従へば、『彼れ(スミス)の倫理學が同情を以て出立するなどいふことは、どんなでもない間違だ……此の謬想を去らなければ、彼れの第三世界、彼れの厚生哲學の依つて立つ處の基礎は理解出来ない』¹⁴⁰⁾『倫理生活に於て嚮導原理となるものは、アダム・スミスに従へば……理性である。……倫理生活に於ては理性が働くのであつて、同情といふものは、理性の働き……に従はせるその最も便利なる手段とし

135) ibid., p. 224.
137) ibid., p. 245.
139) ibid., p. 245.

136) ibid., p. 226.
138) ibid., p. 245.
140) 商學研究、前掲號、四一七頁。

て用ひられるものであり、『¹⁴¹⁾此の理性の世界に於て……彼れの目的としたる所は、私（¹⁴²⁾福田博士の言葉に直して厚生哲學といふのである』と主張さるゝ。私は先づスミスの説に就て、『倫理生活の統制原理は理性である』¹⁴³⁾かどうかを吟味したい。

スミスに従へば倫理學上の問題は二つある。『第一は、徳は如何なるものより成るか？ 若くは優秀にして賞讃に値する品性……を構成する所の氣質の趣き及び行爲の傾向は何であるか？』¹⁴⁴⁾『第二は、此の品性が——それが如何なるものであらうとも——吾々に對して推奨さるゝは、精神の如何なる力又は能力に依るか？』¹⁴⁵⁾換言せば、一は徳の本質即ち道德的判斷の標準は何か？の問題であり、二は道德的判斷の能力は何か？の問題である。第一の問題に對して古來の倫理學者の與ふる解答は、スミスに従へば、利他説（仁愛）、利己説（愚慮）及び適當説（中庸）の三者に分類することが出来る。さうしてスミス自身の説は、此の中最後の適當説に屬するが、唯それが從來の中庸説と異なる點の一つは、彼等が中庸又は適當を測定する所の『精密なる若くは明白なる尺度を與へず、また與へんごもしない』¹⁴⁶⁾に反し、スミスは、『此の精密にして明白なる尺度は、公平且つ博識なる觀察者の同情的感情以外には、何處に於ても發見することは出来ない』¹⁴⁷⁾となす點に在る。此れ彼れの説が同情説と謂はるゝ、二方の理由をなすものであつて、徳の本質即ち道德的判斷の標準は、彼れに従へば、直接には適當若くは中庸であり、間接若くは究極には同情である。

次に倫理學上の第二の問題、即ち道德的判斷の能力は何か？に對し、古來の學者の言ふ所も

141) 同上、三九二頁。

143) 同上、四一七頁。

144) Moral Sentiments, Vol. II, pp. 196—197.

145) ibid., p. 197.

147) ibid., p. 266.

142) 商學研究、前掲號、四一七頁。

146) ibid., p. 266.

亦、彼れに従へば三種に分類せられる。自愛説、理性説及び道德感説これである。此中スミス自身の説の最も近いのは理性説である。彼れは『理性をして賞讃の原理たらしむる諸學說に就て』¹⁴⁸⁾と題する一章を設けて、理性説を吟味してゐる。彼れは先づ此の説がホッブスの自愛説に對する反動として生れ出でたる學說の一なることを論證し、而して後に言ふ。『理性は眞理と誤謬との相違を區別すると同様の方法で、正と不正との相違を指示するものであるといふ結論は、或點に於て眞理ではあるが、他の點に於ては寧ろ輕卒である』¹⁴⁹⁾と。然らばそれは如何なる點に於て眞理にして如何なる點に於て輕卒であるか？ 元來『吾々の道德的判斷の大部分を左右するは、道德の一般的格率及び觀念による』¹⁵⁰⁾ものなるが、此の一般的格率は『他の總ての一般的格率と同じく、經驗及び歸納から作らる』¹⁵¹⁾ものであり、さうして『此の經驗から歸納によつて是等の一般的法則を設定する』¹⁵²⁾のは、理性の働きであるから、そこで『吾々が依つて以つて其の行動を規制すべき正義の一般的法則を發見するは、理性に依るものである』¹⁵³⁾『それ故に正及び不正に關する吾々の最も嚴格なる判斷は、理性の歸納から引出された格率及び觀念に依つて規制さる、……此の限りに於て、此の能力は、賞讃及び擯斥の源泉及び原理として考へることが出来る』¹⁵⁴⁾のであつて、此の意味に於て理性説は正當である。然らば理性説の弱點は何れに在るか？

『理性は、疑もなく道德の一般的法則の源泉であり、且つ此の法則に依つて吾々が爲す所の總ての道德的判斷の源泉ではあるけれども、併し一般的法則が形成さるゝ所の特定の場合に於て、正及び不正の最初の知覺が、理性から引出され得ると假想することは、全く無稽であり且つ不可

148) ibid., Part VII, Section III, Chapter II, pp. 332—340.

149) ibid., p. 335.

150) ibid., p. 337.

151) ibid., p. 336.

150) ibid., p. 337.

152) ibid., p. 337.

154) ibid., pp. 337—338.

解である。是等の最初の知覺は、或る一般的法則が立脚せる他の總ての經驗と同じく、理性の對象たり得ずして、直接感覺及び感情 (immediate sense and feeling) のそれである。……理性は、或特定の對象をば、其ものゝ爲めに好ましく若くは好ましからざるものたらしめることは出来ない。理性は唯其の對象が、自然に喜ばしく若くは喜ばしからざる或他のものを得るための手段たることを示すのみであらう。……が併し、それ自身の爲めに好しく若くは好ましからざるものは、直接感覺及び感情に依つて、然くせしめらるゝものゝみである。

『それ故に、若しも徳があらゆる特定の事例に於て、それ自身の爲めに必然に精神を樂しましめ、また若しも不徳が、同じくそれ自身の爲めに不快ならしむるならば、かゝる方法に依つて徳に對して吾々を近づかしめ、不徳より吾々を遠ざける所のものは、理性ではあり得ずして直接感覺及び感情である』¹⁵⁵⁾。斯様に彼は結論するのである。

渚て、福田博士の謂はるゝ、『倫理生活の統制原理』とは、スミスの所謂『徳の本質』即ち道德的判斷の標準を指さるゝものであらうか？ 若くは道德的判斷の能力の問題を指さるゝであらうか？それが理性であると言はるゝ點から見れば、判斷能力の樣にも見えるが、併しさうだとすれば、スミスの言ふ様に、『此の第二の問題の決定は、思索上には極めて重要ではあるが、實用上には左様でない……其れは單なる哲學的好奇の事柄 (a mere matter of philosophical curiosity) たるに過ぎぬ』¹⁵⁶⁾のであるから、それが『倫理生活の統制原理』又は『嚮導原理』となり得る筈はない。けれども亦其れが第一の倫理的判斷の標準に關するものとするならば、既に述べたる如く、スミス

155) ibid., p. 339.
156) ibid., p. 325.

は此の問題に關して何等理性に觸れて居ない。かくて私は、スミスの『倫理生活の統制原理は理性である』と主張する、博士の説を解するに苦しむものであるが、假りにスミスの所謂『第二の問題』に關するものとしても、スミスが理性説の長所を認めながら尙ほ之を却けたことは、前述する所によつて明らかであらう。

福田博士は、『彼れ(スミス)が同情を以つて倫理生活道德生活の統制原理としたのでないといふ事は、彼れは次の言葉を以つて言つて居ります¹⁵⁷⁾』と言つて引用する、唯一の個所は、『同情といふ言葉に非常なる弊がある』¹⁵⁸⁾とのスミスの言葉なるが、私の見る所では、此の文句は彼れが理性説を採つたといふ證據となり得るものではなくて、ヒュームの利己的同情説を却けて自己獨特の同情説を打立てたことを示すものに外ならぬ。既に述ぶるが如く、スミスは理性説の弱點を衝いて、之に代ふるに『直接感覺及び感情』を支持したるが、此の後者に屬するものとして、ハッチソンの道德感及びヒュームの利己的若くは功利的同情説を擧げて居る。スミスは利己的同情説に反對して『同情は如何なる意味に於ても、利己的原理と看做すことは出来ない』¹⁵⁹⁾といふ。何となれば『同情は、主として關係したる人との間に地位の想像的轉換をなすことにより起ると最も適當に謂はるゝが、併し此の想像的轉換は、余自身の人格及び品性に於て起るにあらずして、余が同情を寄する所の其人の人格及び品性に於て起ると想はるゝ。……余は單に余の境遇を汝と轉換するのみならず、人格及び品性を轉換する。それ故に余の哀愁は全く汝の爲めであつて、毫も余自身の爲めではない』¹⁶⁰⁾からである。『然るに總ての感情及び愛情をば、自愛心から演繹せんとす

157) 商學研究、四一七頁。
 158) 商學研究、前掲號、四一七頁。
 159) Moral Sentiments, p. 330.
 160) ibid., p. 330.

る所の、世間に於て斯くまで喧しく言はれた所の……人間の性質に就ての總ての説明は、余の見る所では、同情に關する學說の或る混雜せる誤解から起つたものである』¹⁶¹⁾ スミスの此等の言葉によつて見れば、博士が引證する、唯一の文句は、博士の説を根據づけるものではなくて、却つてスミス獨特の同情説を裏書するものではなからうかと思ふ。要するに私の見る所では、スミスの倫理説は矢張り同情説と謂ふべきものであつて、福田博士は、『彼れの倫理學が同情を以つて出立するなどいふことは、さんでもない間違だ……此謬想を去らなければ、彼れの第三世界、彼れの厚生哲學の依つて立つ所の基礎は理解できない』と言はるゝが、私は臆面もなく此の『謬想』を固執する者であつて、従つてスミスの厚生哲學を理解し得ざるものなることを告白する。

八

私は次に博士の所謂『厚生哲學』及び『第三國家』に就て教を仰ぎたい。博士に従へば、スミスは、經濟生活を以つて自然法則の生活となし、倫理生活を以つて理性法則の生活となし、『此の理性の生活と自然法則の生活を調和する所の不可缺第三帝國』¹⁶²⁾ が、即ち『彼れに於ては國家といふ觀念』¹⁶³⁾ であつて、『此第三の帝國に於て、彼れの厚生哲學といふものが、闘士たる所の彼れに依つて樹てられた』¹⁶⁴⁾ と主張さるゝ。さうして今日まで『此兩者が調和さるゝ所の第三の世界、第三の帝國といふものが見出されなかつた』¹⁶⁵⁾ のは、『彼れ(スミス)に立派なる國家論あり、立派なる政治哲學のあるといふ事が多く忘れられて居た』¹⁶⁶⁾ からであり『アダム・スミスに國家學がある』

161) ibid., p. 331.
163) 同上、三九二頁。
165) 同上、三九三頁。

162) 商學研究、前掲號、三九二頁。
164) 同上、三九三頁。
166) 同上、三九二—三九三頁。

いふ事は、餘り知られて居ない。或は殆んど知られて居ない¹⁶⁷⁾からであると言はるゝ。私の寡聞にして誤りなければ、嘗てニコルソン教授の“A Project of Empire”なる著述があり、これが既に大正六年關口健一郎氏に依つて、『アダム・スミスの帝國主義觀』として邦譯せられて居る様であるが、併し私は今、彼れの國家觀を直接に検討せんとするものではない。唯以上述べ來れる所に依つて、スミスの第三帝國を『講義』に求めんとするは正當でなく、又『諸國民の富』の第五卷に之を發見せんとするは、無理ではなからうかとする私の主張は、明かにせられたことと思ふ。私は以下、博士の理論其のものに就き、一二の教を受けたいと思ふ。

私は、博士自身の『厚生哲學』に就ては、未だ不幸にして多くを聽く的機會を有たぬ。従つて其れが如何なる構成と内容を有するかに就き、明らかにし得ざるを憾むものであるが、少くとも此の論文に表れた範圍では、それは Economics of Welfare であり、今日の價格經濟に對する反抗の雄叫びであることは明かである。さうして價格經濟を却けて、必要經濟を高唱さるゝ様に見える所から察すれば、謂ふ所の厚生哲學は社會主義を意味せらるゝ様にも見える。『資本的價格經濟のやりかたは、アダム・スミスに於ては全然否認せられて居る』ことを以つて、スミスが厚生哲學者であることの一の證據とせらるゝ點から見れば、厚生哲學と資本的價格經濟とは、兩立せざるものゝ様にも見えるが、併し又一方に、博士は、社會主義經濟學者のマルクスを盛に攻撃して居られる¹⁶⁸⁾點から見れば、それは社會主義とも異なるものであらう。元來謂はるゝ所の厚生 Welfare とは何を意味するか? 幸福の内容は如何なるものであるか? 博士の推稱せらるゝ¹⁶⁹⁾ピグー氏

167) 同上、四〇一頁。

168) 同上、四一七頁。

169) Pigou, Economics of Welfare, Part. I, Ch. I, § 5, (pp. 10—11.) 高垣寅次郎氏『快樂主義經濟學說の心理的基礎』(商學研究、第三卷、第二號、六〇二—六〇七頁)。

168) 同上、四二一頁、三九五頁。

の所謂幸福は、私にして誤りなければ、經濟的幸福であり、一般的幸福の中、貨幣を以つて秤量し得る部分を指すもの、様であるが、¹⁷⁰⁾然らば斯かる幸福は、貨幣價值若くは價格と如何に相違するものであるか？ 又謂はる、所の哲學とは如何なる意味のものであるか？ ビグー氏の謂ふ Economics ¹⁷¹⁾ what ought to be の規範哲學ではなつて、what is and what tends to be の實證科學である様に見えるが、福田博士のそれは之と同じ意味であらうか？ 總て是等の點は、未だ博士の教に接せざる所である。既に述ぶるが如く、一國の政治經濟の目的が、其國民の幸福を増進するにあるべきことは、何人も異論なかるべき自明の理であつて、厚生哲學が單に此の自明の理を標榜するに過ぎざるものならば、其は何等の内容なき空文に終るであらう。問題は如何にして此の目的を達すべきかにあつて、此の政策若くは政策原理の岐る、所に、それ／＼の主張が存在するものと思はるゝが、博士の此の論文の範圍では、不敏な私の能力は其れを洞察し得ないのを憾む。従つてスミスの厚生哲學をも、十分に理解し得ざる者である。

第二に、國家生活と經濟生活及び倫理生活との關係に就て、博士の教を受けたいと思ふ。博士に従へば、スミスに於ける國家生活は、後の二つの生活の『調和する所』¹⁷²⁾若くは『調和さるゝ所』¹⁷³⁾或は又『結び付くべき所』¹⁷⁴⁾であると言はるゝ。然らば此の國家生活に於ける生活の原理若くは統制原理は如何なる性質のものであるかの問題が起るが、博士は一方に於て、『國家の與へる所の security といふ事が、人間の happiness 幸福といふ事を構成するものである』¹⁷⁵⁾と言はれ、他方に於て、『此の第三帝國に於て彼れの厚生哲學といふものが……樹てられた』¹⁷⁶⁾と言はるゝを見れ

171) ibid., Part. I. Ch. I. (p. 5.).
 172) 商學研究、前掲號、三九二頁。
 173) 同上、三九三頁。
 175) 同上、四〇七頁。

高垣氏、前掲論文、六〇三頁。

174) 同上、三九三頁。
 176) 同上、三九三頁。

ば、國家生活の統制原理は、Welfare or happiness に在らせらるゝのであらう。然らば國民の幸福を其の統制原理とする國家生活は、自然法則の生活であらうか？ 若くは理性法則のそれであらうか？ 言ふ迄もなく其れは *kausa efficient* の世界ではなくて、*Teleologie* の世界であり、*Vernunft Gesetz* の世界である。即ち國家生活は兩者の自然に『調和する所』ではなくて、或目的のために兩者が『調和さるゝ所』であり、若くは『結び付くべき所』である。然らば此の如き國家生活は、よく兩者の調和を期することが出来るかどうか？ 博士も亦此の難點を認められるから、前には兩者の調和結合を説き、『理性のみでなく又自然法則のみでない所の第三の世界』¹⁷⁷⁾を擧げられたが、後には『此第三世界に於て superiority の priority を持つて居るのはどつちであるか、……云ふまでもなくテレオロギーである。リーゼンである』¹⁷⁷⁾とせられて居る。國民の Welfare を統制原理とする國家生活が、*Teleologie* の世界であることは、固より當然であるが、既に國家生活によつて國民各個の經濟生活、倫理生活を規制せんとする以上、それは所謂國家絕對主義であつて、國民各個の經濟生活に於ける利不利も、倫理生活に於ける善惡も、一に國家生活を ultimate standard として判斷せらるべきであり、此の如き絶對的國家生活の下に於て自然法則や理性法則の存在する餘地あるやが既に問題となるのみならず、かゝる絶對的國家主義が、スミスの自由放任主義と相容れざることば、固より明瞭であらうと思ふ。

九

最後に私は、スミスに於ける經濟生活は自然法則の世界であり、倫理生活は理性法則の世界で

あるとせらるゝ博士の説に就ても疑がある。博士に従へば、スミスは人間の經濟生活に於ては『全く利己主義から一切の事が發展して來るのであつて、人間の目的が介在する餘地のない所の所謂 system of natural causation; natur gesetzlich 自然法則の世界であるとした。經濟の世界は理性 reason, Teleologie の少しも入らない世界、生活の目的は少しも入らない世界、カウザ・エフ・チエレスの支配する世界であるとした』¹⁷⁸⁾と謂はるゝが、私の見る所に依れば、スミスの利己主義による自然法則の世界は、必ずしも生活目的を排除するものではないと思ふ。彼れが總ての經濟現象を利己主義による自然法則から説明せんとする意味は、個人の生活が自然法則に依りて支配さるゝことを意味しない。所謂利己とは、人間生活に於ける利己的判斷であり、利己的目的である。従つて利己主義の世界と雖も、『人間の目的が介在する餘地のない』世界でもなく、又『生活目的は少しも入らない世界』でもないと思へらるゝ。個人の經濟生活には、利己といふ生活目的があり、彼れの行動の各々に就て、それらの場合に利己を標準とする價值判斷を伴はざるを得ない。それ故に、單純に、スミスに於ける經濟生活は自然法則の世界であるとして、之を倫理生活の理性世界と對立せしめらるゝ博士の説は、少くとも人を誤らしむるものではなからうかと思ふ。

私の見る所では、スミスの特徴は利己是認にある。個人の利己的判斷が『見ねざる手』に導かれて團體の利己に一致する。夫故に團體の利己を期するには、個人の利己的判斷を是認し、之に放任すべしと云ふにある。従つて個人的見地から見た經濟生活には、明らかに價值判斷があり、目

的がある。故に此の意味に於ては、經濟生活は *Telologie* の世界であり、*Vernunft* の世界であつて、*Kausa efficient* の世界ではない。併し乍ら一度眼を轉じて團體的、見地に立つならば、其處には何等『目的が介在する餘地』もなく必要もなく、『生活目的は少しも入らない世界』となる。私はスミスの經濟生活を此の如く解して居る。

然らば倫理生活は、博士の謂はるゝ様に、理性法則の世界であるかどうか？ 言ふ迄もなく個人の道德生活には、善惡正邪の目的原因があるから、此の意味に於てそれは經濟生活と同じく目的の世界であり、價值判斷の生活である。唯此の價值判斷は、既に述べたる如く、第二次的には人間の理性より來るが、併し第一次的には結局感情による外ないといふ所に、スミスの『道德感情論』の特徴がある。さうして此の倫理生活の個人的判斷が、團體的に見たる倫理的判斷と如何に交渉するか？ 此の點が即ち、スミスに於て倫理學と法學との交渉する點であつて、彼れは、『道德感情論』の思索を進むるに従つて、問題の解決上自ら此點に喰ひ入らざるを得なかつた。是れ彼れが、特に筆を擱かんとする最後に至つて、『道德哲學の有益なる二つの部分は、倫理學と法學とである』¹⁷⁹⁾と述べ、兩者の交渉を考へてゐる所以である。既に述べたる如く、スミスに依れば、『吾々の道德的判斷の大部分を左右するは、道德の一般的格率及び觀念に依る』¹⁸⁰⁾ものなるが、此の吾々の『行動を規制すべき正義の一般的法則』¹⁸¹⁾は、一方に各國の法律となつて表れ、此處に道德と法律とが交渉する。そこで *Jurisprudence* を打立てんとする試みは、先づ成文法の學說として表はれ來るが、併し『政府の利害若くは政治を專擅する特權階級の人々が、其國の成

179) *Moral Sentiments*, Vol. II, p. 394.

180) *ibid.*, p. 337.

181) *ibid.*, p. 336.

文法をば、自然的正義の命する所のものから歪めさせる』¹⁸²⁾から、『如何なる國に於ても、成文法の決定が、あらゆる場合に於て正義の自然感の指示する所の法則と一致しない。従つて成文法の體系は、假令それが種々なる時代及び國民に於ける人類の感情の記録として最大の權威に値すとは言へ、自然的正義の法則の正確なる體系と看做すことは出来ない。』¹⁸³⁾そこで『總ての成文制度と離れて、正義の自然的法則の何たるかを研究する』¹⁸⁴⁾ことに依つて、『總ての國民の法律を貫通すべく、且つ其等の根柢たるべき所の一般的原理の體系の設定を目的とする』¹⁸⁵⁾所の『Jurisprudence; Natural Jurisprudence; Philosophy of law』を必要とする。此の見解の下に、彼れは『道德感情論』の最後に於て、Jurisprudenceの公刊を豫告したのであつた。

然らば團體的見地に於ける倫理生活の法則は、如何なる性質のものか？ 此の點に就きスミスは明確なる解答を與へて居らぬけれども、私の見る所では、其は恰も團體的見地に於ける經濟生活の法則と同じく、極めて自然的なものであらうと想はれることは、彼れが常に natural なる文字を用ふる——natural Justice; natural sense of Justice; natural law of Justice; natural Jurisprudence etc;——ことからして、略々想像さるゝ所なるが、更に彼れの哲學思想乃至宇宙觀を見るに及んで、此事は明かに根據づけられるであらう。彼れの哲學思想に就ては、最近吾國にも有益な紹介が出て居るから、¹⁸⁶⁾私は茲に贅することを控へるが、要するにスミスの考へに依れば、宇宙の總ての現象は、神の創定する目的を實現するため、必然的因果の支配を受けて、整然たる統一的調和を保つて居るもので、區々たる人間の理知や作爲やは、此の大自然を支配する必然的法則

182) ibid., p. 396.

184) ibid., p. 397.

186) 福田敬太郎氏、アダム・スミスの哲學思想

183) ibid., p. 397.

185) ibid., p. 398.

(國民經濟雜誌、第三十四卷、第六號)。恒藤學士、道德的價值判斷に關するスミスの思想 (經濟論叢、第十八卷、第一號)。

の前に消滅して了ふ。否、總てそれに調和し融合して了ふと倣す。之を倫理生活に就て見れば、各個人がそれ〴〵の場合に善惡正邪の目的生活を爲すことは、自然的必然的に、團體の調和と幸福に向つて、冥々の裡に整然として運行するものである。即ち團體的見地よりする倫理生活は、Kausa efficient の世界であり、『目的が介在する餘地のない所』である。従つて福田博士の言はるる様に、單純に、スミスの所謂倫理生活は、目的の世界であるといふことも亦、人を誤らしむるものではなからうかと思ふ。

言ふ迄もなく、吾々の生活は一つであり、又一つよりあり得ない。それは人間が、同じ時間に二つ以上の空間を占領し得ないといふ約束から來る當然の結果であらう。従つて其處には、經濟生活、倫理生活若くは國家生活と謂へるが如き種々の生活があり得る筈はない。唯一なる吾々の生活をば、觀察する立場の異なるに従つて、若くは判斷の *Kategorie* を異にするに従つて、其處には利不利、善不善、美醜若くは幸不幸等の種々の世界が現出するに過ぎぬ。斯様に考へて居る私は、スミスに於ける經濟生活は自然法則であり、倫理生活は理性法則であり、之を統一調和する生活が國家生活であり、其處にスミスの眞面目なる厚生哲學が樹立する、と謂はるゝ福田博士の説をば、十分に理解し得ざるものである。私の見る所では、個人的見地に立つ時、經濟生活も倫理生活も、等しく價值の世界であり目的の世界である。唯其の價值の範疇が、利不利若くは善不善と謂へるが如く相違するに過ぎず、此の兩種の價值が如何に交渉するか？ 利と善、不利と不善との關係如何が古くより問題であり、殊にスミスに於ける重大問題たるを失はぬけれども、

眼を轉じて社會的若くは團體的見地よりすれば、經濟生活も倫理生活も、等しくスミスに於ては自然法則の世界であり、因果の世界である。此はスミスの哲學思想より來る當然の結果であり、經濟生活に表れては『見えざる手』となり、倫理生活に表れては『見えざる連鎖』となり、其處に統一的調和を有する整然たる宇宙が存在する。これがスミスの學問全體を通じて自然的樂觀主義が力強く流れて居る所以であり、スミス哲學を貫通する統一的原理は此處に在る。唯彼れの經濟說に於てそれがより濃厚であり、倫理說に於てより稀薄である様に見えるのは、前者が『諸國民の富』の研究と謂へる團體的見地を主要の舞臺とし、後者が個人の行爲又は品性と謂へる個人的見地を主要の對象となせるが爲めではなからうか？ 勿論私もスミスに軍國的色彩があり、國家觀念のあつたことを否定するものではない。けれども國家生活に於ける *Teleologie* が、個人の經濟生活及倫理生活を規制すると做す所に、スミスの厚生哲學が樹立するといふ說には、多くの疑問を有するものである。其れは結局、彼れの哲學を一貫する所の自然主義的特徴を否定することになると思はれるから。以上を以て私は福田博士の論文に對する主要なる疑問を述べ了へた。生來の野人禮を知らず、措辭或は非禮を極むるものあるかも知れぬ。何卒博士の寛大なる宥恕を乞ふ。(完)